

なごやすくすくボランティア事業実施要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域における子育て家庭の見守り支援の活性化及び地域における子育ての支援の活動への派遣を行うことにより、児童虐待の予防に資することを目的として実施するなごやすくすくボランティア事業の実施について必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「すくすくボランティア」とは、この要綱に定める要件を満たし、第4条の登録を受け、主として、地域における見守り活動を行う者をいう。
- (2) 「すくすくサポーター」とは、すくすくボランティアとして登録された者のうち、この要綱に定める要件を満たし、第7条の登録を受け、主として、子育て支援活動を行う団体の依頼に基づき、派遣されボランティアによる子育て支援活動を行う者をいう。
- (3) 「子ども・子育て支援センター」とは、名古屋市子ども・子育て支援センター管理運営要綱（以下「支援センター管理運営要綱」という。）第2条により設置される名古屋市子ども・子育て支援センターをいう。
- (4) 「子育て支援団体等」とは、子ども・子育て支援センター施設等の使用に関する取扱要領第3条第1項に規定する子育て支援団体及び子育て支援サークルをいう。
- (5) 「つどいの広場」とは、なごやつどいの広場事業補助金交付要綱（以下「つどいの広場補助要綱」という。）第3条に規定する団体をいう。
- (6) 「地域子育て支援センター」とは、名古屋市民間保育所地域子育て支援センター事業実施要綱第4条に規定する保育所が実施する地域子育て支援センター及び市立保育園地域子育て支援センター事業実施要綱第3条に規定する保育所が実施する地域子育て支援センターをいう。
- (7) 「地域子育て支援拠点」とは、名古屋市地域子育て支援拠点事業実施要

綱に基づき、同要綱第4条に規定する事業を実施する主体をいう。

第2章 なごやすくすくボランティア

(すくすくボランティアの活動)

第3条 すくすくボランティアは、地域社会における児童虐待の予防のため、地域において子どもを持つ保護者の見守りを行い、必要に応じ助言等の援助を行う。

(すくすくボランティアの登録)

第4条 すくすくボランティアとして活動を希望する者は、名古屋市が実施する「なごやすくすくボランティア養成講座」（以下「ボランティア養成講座」という。）を受講しなければならない。

- 2 子ども青少年局長は、前項のボランティア養成講座を修了した者を、すくすくボランティアとして登録する。
- 3 前項の登録は、すくすくボランティア登録者からの辞退の申し出のない限り、これを継続する。

第3章 名古屋市すくすくサポーター

(すくすくサポーターの活動内容)

第5条 すくすくサポーターは、児童虐待の予防につながることを目的とし、子育て支援に関する活動を行う団体等の依頼に基づき、次の各号に掲げる活動（以下「子育て支援活動」という。）を行う。

- (1) 子育て支援団体等が行う子育て支援を目的とした活動及び活動の補助
- (2) 子育て支援団体等が行う親子の交流又は情報交換を目的とした活動及び活動の補助
- (3) つどいの広場が行うつどいの広場補助要綱第3条の2に規定する活動及び活動の補助
- (4) 地域子育て支援センターが実施する子育て支援を目的とした活動及び活動の補助
- (5) 地域子育て支援拠点が実施する子育て支援を目的とした活動及び活動の

補助

- (6) 保育所又は幼稚園が実施する子育て支援を目的とした活動及び活動の補助
- (7) 主任児童委員又は各区子育て支援ネットワーク連絡会を構成する機関が実施する子育て支援を目的とした活動及び活動の補助
- (8) 区保健福祉センター福祉部民生子ども課（以下「民生子ども課」という。）又は区支所区民福祉課（以下「区民福祉課」という。）が実施する子育て支援を目的とした活動及び活動の補助
- (9) 区保健福祉センター保健予防課（以下「保健予防課」という。）が実施する子育て支援を目的とした活動及び活動の補助
- (10) その他子ども青少年局長が適当と認めた活動及び活動の補助

（すくすくサポーターの要件）

第6条 すくすくサポーターとなる者は次の各号に掲げる要件をいずれも満たさなければならない

- (1) 本市内で子育て支援活動を行うことができること
 - (2) 活動の目的を理解し、子育て支援に熱意を有すること
 - (3) 子ども・子育て支援センターが実施する「すくすくサポーター養成講座」（以下「サポーター養成講座」という。）を修了したこと
- 2 前項第3号のサポーター養成講座に相当すると子ども青少年局長が認めた講座を修了した者については、前項第3号の規定にかかわらず、すくすくサポーターとして活動することができる。

（登録の手続き）

第7条 前条第1項各号の要件を満たし、すくすくサポーターとして活動を希望する者（以下「活動希望者」という。）は、「名古屋市すくすくサポーター活動内容登録届」（第1号様式。以下「登録届」という。）を、子ども青少年局長へ提出しなければならない。

- 2 子ども青少年局長は、登録届の内容を審査の上、登録することが適当と認めるときは、「名古屋市すくすくサポーター登録証」（第2号様式。以下

「登録証」という。)を活動希望者に交付する。

(登録内容の変更)

第8条 すくすくサポーターは、前条の登録を受けた後、登録した内容に変更があった場合は、「名古屋市すくすくサポーター活動内容変更届」(第3号様式。以下「変更届」という。)を子ども青少年局長へ提出しなければならない。

(登録の辞退)

第9条 すくすくサポーターが活動を中止し、登録を辞退しようとするときは、「名古屋市すくすくサポーター活動登録辞退届」(第4号様式)を子ども青少年局長へ提出しなければならない。

(登録の取消し)

第10条 すくすくサポーターが第6条第1項各号に規定する要件を満たさなくなったとき又は子育て支援活動を実施するにあたり著しく適格性を欠くと子ども青少年局長が認めるときは登録を取り消すことができる。

2 前項の場合、「名古屋市すくすくサポーター活動登録終了通知書」(第5号様式)によりこれを通知する。

(登録証の返還)

第11条 前2条の場合、すくすくサポーターは既に交付を受けた登録証を速やかに返還しなければならない。

(登録期間)

第12条 すくすくサポーターの登録期間は、登録証交付の日から当該年度の末日までとする。ただし、第9条の登録の辞退又は第10条の登録の取消しが行われない限り、次年度においても登録を更新する。

(すくすくサポーターの派遣)

第13条 子育て支援活動に際し、すくすくサポーターの派遣を受けようとするもの（以下「派遣希望団体」という。）は、派遣を希望する日の2か月前の日の属する月の初日（当該日が、名古屋市の休日を定める条例（平成3年条例36号）第2条第1項に規定する休日又は支援センター管理運営要綱第3条に規定する子ども・子育て支援センターの休館日（以下「休日等」という。）にあたる場合は、その日の後の直近の休日等でない日、以下「翌開館日」という。）から、派遣を希望する日の1か月前の日（休日等にあたる場合は翌開館日）までに、子ども・子育て支援センターの長に「名古屋市すくすくサポーター派遣申込書」（第6号様式。以下「派遣申込書」という。）を提出する。

2 前項の派遣申込書の提出があった場合、子ども・子育て支援センターの長は、内容を審査の上、「名古屋市すくすくサポーター連絡票」（第7号様式）により、派遣希望団体に派遣の可否を連絡する。

3 子ども・子育て支援センターの長は、派遣申込書の内容を審査し、依頼内容に対応することができるすくすくサポーターの調整を行い、「名古屋市すくすくサポーター派遣連絡票」（第8号様式）によりすくすくサポーターへ連絡する。

（派遣希望団体が民生子ども課、区民福祉課、保健予防課又は子ども青少年局の場合の特例）

第14条 前条の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、派遣申込書の提出を要しない。

(1) 派遣希望団体が民生子ども課又は区民福祉課であって、派遣を依頼する内容が第5条第8号に該当するとき

(2) 派遣希望団体が保健予防課であって、派遣を依頼する内容が第5条第9号に該当するとき

(3) 派遣希望団体が子ども青少年局であって、派遣を依頼する内容が、第5条第10号に該当するとき

2 前項各号の場合において、前条第3項に定める調整及び連絡の手続きは各区保健福祉センター福祉部民生子ども課長、各区支所区民福祉課長、各区保

健福祉センター保健予防課長又は子ども青少年局子育て支援部子ども福祉課長がこれを行う。

(活動の報告)

第15条 第13条の派遣を受けた場合、派遣希望団体は事業終了後速やかに「名古屋市すくすくサポーター活動報告書」(第9号様式。以下「活動報告書」という。)を、子ども・子育て支援センターの長へ提出しなければならない。

(ボランティア活動保険の加入)

第16条 すくすくサポーターは、子育て支援活動を実施するにあたって、有効なボランティア活動保険に加入しなければならない。

2 前項の保険の加入に必要な費用は、市がこれを負担する。

(派遣にかかる経費の負担)

第17条 第5条各号に規定する活動に対し、すくすくサポーターの派遣を受けた団体は、派遣にかかる実費相当額の経費としてすくすくサポーター1人に対し、1回あたり1,000円を負担する。

2 第14条第1項各号のいずれかに該当する場合は、各区保健福祉センター福祉部民生子ども課、各区支所区民福祉課、各区保健福祉センター保健予防課又は子ども青少年局子育て支援部子ども福祉課において前項の経費を支出する。

第4章 その他

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月20日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年5月1日から施行する。
- 2 この要綱施行の日以前に、なごやすくすくボランティア派遣実施要綱第3条に規定する派遣対象者として登録していたもの及び名古屋市子育てサポーター派遣実施要綱に基づく名古屋市子育てサポーターとして登録していたものは、第6条第1項第3号に規定するサポーター養成講座を修了したものとみなす。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前のなごやすくすくボランティア事業実施要綱（以下「旧要綱」という。）の規定に基づいて提出されている報告書等は、この要綱による改正後のなごやすくすくボランティア事業実施要綱（以下「新要綱」という。）の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現に旧要綱の規定に基づいて交付されている通知書等は、新要綱の規定に基づいて交付されたものとみなす。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前のなごやすくすくボランティア事業実施要綱（以下「旧要綱」という。）の規定に基づいて提出されている報告書等は、この要綱による改正後のなごやすくすくボランティア事業実施要綱（以下「新要綱」という。）の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現に旧要綱の規定に基づいて交付されている通知書等は、新要綱の規定に基づいて交付されたものとみなす。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前のなごやすくすくボランティア事業実施要綱（以下「旧要綱」という。）の規定に基づいて提出されている報告書等は、この要綱による改正後のなごやすくすくボランティア事業実施要綱（以下「新要綱」という。）の規定に基づいて提出されたものとみなす。

なす。

- 3 この要綱の施行の際現に旧要綱の規定に基づいて交付されている通知書等は、新要綱の規定に基づいて交付されたものとみなす。

(第1号様式)

名古屋市すくすくサポーター活動内容登録届

名古屋市子ども青少年局長 様

年 月 日

写真

(撮影3ヶ月以内)

縦3×横2.5

名古屋市すくすくサポーターとして、以下の内容にて活動することを届け出ます。

| | | | | | | | | |
|---------------------------|---|---------|--------|--------|----------|--------|----------|----------|
| ふりがな | | | | | | | 生年月日 | |
| 氏名 | | | | | | | 年 月 日 | |
| 住所 | 〒 ー | | | | | | | |
| 電話番号 | | | | FAX番号 | | | | |
| 緊急連絡先 ※どちらか記入 | (携帯) | | | (その他) | | | | |
| 最寄りの交通機関 | 駅・バス停 | | | 車の使用 | | 可・不可 | | |
| 資格等 | 1 保育士 2 幼稚園教諭 3 保健師・助産師・看護師 4 学校教員 5 のびのび子育てサポート提供(両方)会員 6 その他() | | | | | | | |
| 活動可能内容 (該当するものに☑) | <input type="checkbox"/> 補助活動(子育てサロンなどにおける見守り、託児の補助 など) <input type="checkbox"/> 実技活動(手あそび、絵本・紙芝居などの読み聞かせ など) <input type="checkbox"/> 実技指導(上記活動を派遣先スタッフに対して指導する など) <input type="checkbox"/> 発展活動(講師、子育て相談員 など) <input type="checkbox"/> 運営助言活動(子育てサロンなどの企画立案・調整の補助 など) <input type="checkbox"/> 特技を活かした活動(具体的に記入) () | | | | | | | |
| 活動可能な曜日 (可能な曜日を「○」で囲む) | 日曜日 | 月曜日 | 火曜日 | 水曜日 | 木曜日 | 金曜日 | 土曜日 | |
| 活用可能な時間帯 | | | | | | | | |
| 活動可能な区 (可能な区を「○」で囲む) | 千種 熱田 | 東 中川 | 北 港 | 西 南 | 中村 守山 | 中 緑 | 昭和 名東 | 瑞穂 天白 |
| 特記事項 | | | | | | | | |

| | | | | |
|-------|------|--|-----|--|
| 事務処理欄 | 登録番号 | | 登録日 | |
|-------|------|--|-----|--|

(第2号様式)

名古屋市すくすくサポーター登録証

| | |
|------|-------|
| 登録番号 | |
| 生年月日 | 年 月 日 |
| ふりがな | |
| 氏名 | |

上記の者は、名古屋市すくすくサポーターとして登録されていることを証明します。

年 月 日

名古屋市子ども青少年局長 ④

(第3号様式)

名古屋市すくすくサポーター活動内容変更届

年 月 日

名古屋市子ども青少年局長 様

活動内容について変更がありましたので、以下のように届け出ます。

| | | | | | | | | |
|--|---|-----|-----|--------|-----|-------|------|----|
| 登録番号 | | | | | | | | |
| ふりがな | | | | | | 生年月日 | | |
| 氏名 | | | | | | 年 月 日 | | |
| <input type="checkbox"/> 住所 | 〒 ー | | | | | | | |
| <input type="checkbox"/> 電話番号 | | | | FAX 番号 | | | | |
| <input type="checkbox"/> 緊急連絡先 ※どちらか記入 | (携帯) | | | (その他) | | | | |
| <input type="checkbox"/> 最寄りの交通機関 | | | | 駅・バス停 | | 車の使用 | 可・不可 | |
| <input type="checkbox"/> 資格等 | 1 保育士 2 幼稚園教諭 3 保健師・助産師・看護師 4 学校教員 5 のびのび子育てサポート提供(両方)会員 6 その他() | | | | | | | |
| <input type="checkbox"/> 活動可能内容 (該当するものに☑) | <input type="checkbox"/> 補助活動(子育てサロンなどにおける見守り、託児 など) <input type="checkbox"/> 実技活動(手あそび、絵本・紙芝居などの読み聞かせ など) <input type="checkbox"/> 実技指導(上記活動を派遣先スタッフに対して指導する など) <input type="checkbox"/> 発展活動(講師、子育て相談員 など) <input type="checkbox"/> 運営助言活動(子育てサロンなどの企画立案・調整の補助など) <input type="checkbox"/> 特技を活かした活動(具体的に記入) () | | | | | | | |
| <input type="checkbox"/> 活動可能な曜日 〔可能な曜日を「○」で囲む〕 | 日曜日 | 月曜日 | 火曜日 | 水曜日 | 木曜日 | 金曜日 | 土曜日 | |
| <input type="checkbox"/> 活動可能な時間帯 | | | | | | | | |
| <input type="checkbox"/> 活動可能な区 (可能な区を「○」で囲む) | 千種 | 東 | 北 | 西 | 中村 | 中 | 昭和 | 瑞穂 |
| | 熱田 | 中川 | 港 | 南 | 守山 | 緑 | 名東 | 天白 |
| 特記事項 | | | | | | | | |

※太枠の中は、変更の有無に関わらず、必ず記入してください。

※□の部分は、変更があった箇所のみ☑して記入してください。

| | | | | |
|-------|------|--|-------|--|
| 事務処理欄 | 登録番号 | | 変更登録日 | |
|-------|------|--|-------|--|

(第4号様式)

名古屋市すくすくサポーター活動登録辞退届

年 月 日

名古屋市子ども青少年局長

名古屋市すくすくサポーターとしての活動を中止し、登録を辞退したいので、届け出ます。

| | |
|-------|-------|
| 登録番号 | |
| 生年月日 | 年 月 日 |
| ふりがな | |
| 氏 名 | |
| 住 所 | 〒 ー |
| 電話番号 | |
| 辞退の理由 | |

| | | | | | | |
|-------|------|--|-------|--|-------|--|
| 事務処理欄 | 登録番号 | | 登録廃止日 | | 登録証返却 | |
|-------|------|--|-------|--|-------|--|

(第5号様式)

名古屋市すくすくサポーター活動登録終了通知書

(あて先)

様

名古屋市子ども青少年局長 印

要綱第10条第1項の規定に基づき、下記のとおり、名古屋市すくすくサポーター活動登録を終了しますので、通知します。

| | | |
|-------------------|--|-------|
| 登録番号 | | |
| ふりがな | | 生年月日 |
| 氏名 | | 年 月 日 |
| 住所 | | |
| 活動登録 終了の 理由 | | |

注：本通知書の受領後、速やかに、既に交付を受けている「名古屋市すくすくサポーター登録証」を返却してください。

備考1 行政不服審査法第57条第1項及び行政事件訴訟法第46条第1項の規定に基づき教示を行うものとする。

(第6号様式)

名古屋市すくすくサポーター派遣申込書

年 月 日

子ども・子育て支援センター長

(派遣依頼団体等)

団体名(組織名) _____

住 所 _____

代表者氏名 _____

名古屋市すくすくサポーターの派遣について、以下のとおり申し込みます。

| | |
|---------------|--|
| 派遣依頼 団体等名称 | |
| 派遣依頼内容 | (具体的な要望があればお書きください) |
| 派遣希望人数 | 人 |
| 派遣希望日時 | 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分 |
| | 継続派遣の希望(上記希望日と同一月内・同一時間帯の活動に限る) 日 ()、 日 ()、 日 ()、 日 ()、 日 () |
| 派遣希望場所 | 〒 - |
| 最寄りの交通機関 | 駅・バス停 |
| 連絡先 | 担当者氏名 : 電話 : FAX : E-mail : |
| その他 | |

(第 8 号様式)

名古屋市すくすくサポーター派遣連絡票

年 月 日

(派遣対象者) 様

名古屋市子ども・子育て支援センター長

以下のとおり、名古屋市すくすくサポーターの派遣を行いますので連絡します。

| | |
|-----------|--|
| 整理番号 | |
| 派遣先団体名 | |
| 活動内容 | |
| 派遣先団体 連絡先 | 担当者： 電 話： F A X： |
| 活動日時 | 年 月 ・ 日()、 日()、 日()、 日() 時 分 ~ 時 分 |
| 活動場所 | 〒 - |
| 最寄りの交通機関 | 駅・バス停 |
| その他 | |

注 1 : 派遣日までの今後の調整は派遣先団体と直接行ってください。

注 2 : 活動終了後、派遣先団体より 1,000 円を受領してください。

(第9号様式)

名古屋市すくすくサポーター活動報告書

年 月 日

名古屋市子ども・子育て支援センター長

(派遣依頼団体等)

団体名(組織名) _____

住 所 _____

代表者氏名 _____

名古屋市すくすくサポーターの派遣結果について、以下のとおり報告いたします。

| | |
|---------------------------|--|
| 整理番号 | |
| 派遣依頼団体等名称 | |
| 活動内容 (具体的に記入) | |
| すくすくサポーター氏名 | |
| 活動日時 | 年 月 ・ 日()、 日()、 日()、 日() 時 分 ~ 時 分 |
| 活動場所 | 〒 - |
| 活動実費(交通費等) | 円 |
| 活動実費受領印欄 (すくすくサポーター自筆) | |
| その他 | |